

生き生き教室・介護予防ガイドブック

介護予防の情報を分かりやすく提供するため、「生き生き教室・介護予防ガイドブック」を、民間事業者と協働で発行します（令和5年5月予定）。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問 高齢者福祉課地域包括支援センター介護予防担当
☎49-7019内線2107



ID:0082585

宝くじ助成で防災資機材などを整備

全国自治宝くじの売上金の一部を財源として、地域活動の充実や地域社会の発展のための助成事業を実施しています。令和4年度は宇和津校区自主防災会が発電機や投光器などを整備しました。

問 危機管理課復興まちづくり推進係☎49-7083



ID:0081864

国民年金付加保険料

定額保険料（令和4年度：16,590円/月）に加えて付加保険料（400円/月）を納めると受給する年金を増やせます。

内 付加年金額（年額）：200円×付加保険料納付月数

対 国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者（65歳以上を除く）

※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

問 市民課国民年金係☎24-1111内線2133 FAX 24-1122



ID:0044686

FMがいや「music chain」

日 第2、4日曜日 午前9時（再放送：午後2時）

内 歌手Sun-Highさんと映像作家GYUさんがトーク&音楽で人と人を繋げる番組です。

▶Sun-High（日高啓輔）さん・GYUさん

問 FMがいや☎49-1769 ✉ r-m@gaiya769.jp



ID:0082198

入札（見積合わせ）参加資格の申請

一般・指名競争入札（見積）に参加を希望する業者は申請してください。現在資格がある場合も改めて申請が必要です。詳しくは、各ホームページをご覧ください。

▶提出書類：指定申請書（各施設で配布、または各ホームページからダウンロード）、添付書類

▶有効期限：令和5年4月1日(土)～令和7年3月31日(月)（市学校給食会は令和6年3月31日(日)まで）

■市が発注する工事関係、購入・賃借する物品・役務

内 ①建設工事・測量・建設コンサルタント②物品・役務の調達など

申 ①令和5年1月4日(水)～31日(火)②令和5年1月4日(水)～2月28日(火)※過ぎた場合令和5年4月3日(月)から随時受付

問 財政課契約係☎24-1111①内線2475・2435②内線2452・2434



ID:0081657

■市学校給食会

内 学校給食用食料品

申 令和5年1月4日(水)～16日(月)（執務時間中）
※吉田調理場、三間調理場でも提出できます。
いずれかで申請すれば他の調理場に申請する必要はありません。

問 中央調理場（学校給食センター）☎20-3010



ID:0082216

市県民税申告・所得税及び復興特別所得税確定申告

2月中旬～3月中旬の確定申告時期に合わせて受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対 令和5年1月1日に市に住所があり、令和4年中に①～③の所得があった人、国民健康保険の被保険者、令和4年中の収入が無い人

①営業、農業、漁業などの事業所得

②家賃、配当、恩給、年金、利子、譲渡などの所得

③次のいずれかに当てはまる給与所得者

▶勤務先から市に給与支払報告書が未提出

▶2ヵ所以上から給与を受けた

▶医療費控除などを受けようとする人

▶令和4年の途中で退職し、再就職しておらず、市に給与支払報告書が未提出

▶年末調整をしていない など

感染防止対策として、入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある人や検温を拒否する人、マスク未着用の方は入場できません。

■期間中は、職員による金額の集計や書類の作成は困難ですので、事前に作成をお願いします

▶事業(農業含む)所得、不動産所得などのある人：申告書の作成に必要な収支内訳書などの記入(集計元の領収書などは別途持参)

▶新型コロナウイルス関連の給付金や助成金を受給した人：課税対象の給付金や助成金を受給すると申告が必要な場合があります。詳しくは、市または国税庁ホームページをご覧ください(決定通知書や通帳など金額の分かる書類を持参)。

▶医療費控除を申告する人：医療費控除の明細書(国税庁ホームページで作成できます)

領収書だけでは受付できません。医療保険者が交付する医療費通知または医療費控除の明細書の添付が必要です(医療費の領収書は自宅などで5年間保存する必要があります)。

問 税務課市民税係 ☎24-1111
または各支所税務係



ID：0044862

水道管の凍結に注意しましょう

冬の冷え込みが厳しくなると水道管内の水が凍って水が出なくなったり、水道管が破裂することがあります。本市でも寒波の影響による水道管の凍結や破裂などの事故が発生しています。

■水道管を凍結から守りましょう

気温が-4℃以下になると、水道管の凍結・破裂の危険性が高くなります。屋外の次のような場所では水道管の凍結による事故が起こりやすいので、早めの凍結防止対策をお願いします。

▶「むき出し」になっている水道管

▶家の北側などで、日の当たらない場所の水道管

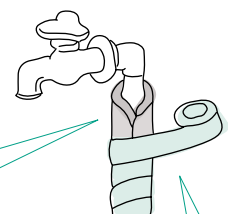
▶風当たりの強い場所の水道管

■水道メーター(量水器)の場所を確認しましょう

積雪によってメーターボックスが埋もれてしまい、どこにあるのか分からなくなることがあります。

■凍結させないために

①むき出しになっている水道管や蛇口、給湯器の配管に、保温材、古い毛布や乾いた布などを巻き付けます。



②その上から、ビニールテープなどを巻き、濡れないようにしっかりと保温します。

古くなった防寒対策設備では、十分な効果を発揮できません。既存の防寒対策も再確認してください。

■長期間留守にする人、空き家や空き部屋がある人
不在の間に、屋外にある蛇口の立ち上がりやポイラーなどの周辺配管が凍結して破裂した場合、修繕費は自己負担となり、漏水した水道料金も高額になる場合があります。事前の凍結防止対策を心がけましょう。

問 水道局給水係 ☎22-5265

